あかぎキャッシュサービス規定

1. (カードの利用)

普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)について発行したキャッシュカードおよび貯蓄預金について発行したキャッシュカード(以下これらを「カード」といいます。)は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当組合および当組合がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。)の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して普通預金または貯蓄預金(以下これらを「預金」といいます。)に預入れをする場合。
- (2) 当組合および当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合。
- (3) 当組合および支払提携先のうち当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「振込提携先」といいます。)の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) その他当組合所定の取引をする場合。

2. (預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金 機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当組合または預入提携先所定の種類の紙幣および硬 貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当組合または預入提携先所定の枚数による金額の 範囲内とします。

3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支 払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳お よび払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または支払提携先所定の金額単位とし、1 回あたりの払戻しは、当組合または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内(但し、1日あたりの払戻しについて当組合が本人から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内)とします。
- (3) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第2項に規定する自動機 利用手数料金額および同条第3項に規定する払戻回数超過手数料金額との合計額が払戻すこ とのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (振込機による振込)

- (1) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、 振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定 の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払 戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当組合または振込提携先所定の金額

- の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当組合所定の金額の範囲内とします。
- (3) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合に、 振込金額、振込手数料金額と第5条第2項に規定する自動機利用手数料金額および同条第3項 に規定する払戻回数超過手数料金額との合計金額が払戻すことのできる金額をこえるときは、 その振込はできません。

5. (自動機利用手数料等)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、当組合または預入提携先所定の預金機の利用 に関する手数料をいただきます。
- (2) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当組合または支払提携先所定の 支払機・振込機の利用に関する手数料(前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機 利用手数料」といいます。) をいただきます。
- (3) 支払機または振込機を使用して貯蓄預金の払戻しをする場合(第7条第3項により当組合本支店の窓口でカードにより貯蓄預金の払戻しをする場合を含みます。)、当該貯蓄預金の払戻し(通帳および払戻請求書の提出による払戻しを含みます。)が毎月1日から月末日までの1か月間に5回をこえるときは、その回数をこえるそれぞれの払戻しについて、貯蓄預金規定に定める払戻回数超過手数料をいただきます。
- (4) 自動機利用手数料または払戻回数超過手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および 払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、預入 提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当組合から預入提携先または支払提携先に支 払います。
- (5) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払 戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当組合から 振込提携先に支払います。

6. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1) 代理人(本人と生計をともにする成人親族1名に限ります。)による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当組合は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカード利用についても、この規定を適用します。

7. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。なお、預入提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (2) 前項による預入れをする場合には、当組合所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入提出のうえ、カードの呈示とともに当組合所定の手続に従ってください。
- (3) 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当組合本支店の窓口でカードにより 預金の払戻しをすることができます。なお、支払提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (4) 前項による払戻しをする場合には、当組合所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額を記入提出のうえ、カードの呈示とともに当組合所定の手続に従ってください。 この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入とご本人確認の為、身分証の呈示を求めるこ

とがあります。

(5) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口で、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお、振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。

8. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額,振込手数料金額または払戻 回数超過手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合の預金機、支払機、振込機、および通帳記帳機で 使用された場合または当組合本支店の窓口に提出された場合に行います。また、窓口でカードにより 取扱った場合にも同様とします。なお、自動機利用手数料金額、払戻回数超過手数料金額および振 込手数料金額は、合計額をもって通帳に記入します。

9. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないように保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に 推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、 盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知 した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直 ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。

10. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当組合が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当組合所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

11. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号の すべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含 みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること
 - ② 当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ 通知が行われた日の30日(ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があ ることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数としま す。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する 金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失(重大な過失を除く)があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行なわれた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんの責任を負いません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該 当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明 を行った場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった 場合

12. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、代理人、その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。

13. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに書面によって成年後 見人等の氏名その他必要な事項を当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家 庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされたときは、直ちに書面によって任意 後見人の氏名その他必要な事項を当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前項と同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (4) 第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 第1項から第4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

14. (ATMによる暗証の変更)

ATMにより暗証の変更をする場合は、ATM画面等の操作手順に従ってカードを挿入し、届出の暗証と変更後の暗証を正確に入力してください。

なお、変更後の暗証は、生年月日・電話番号等他人に推測されやすい暗証の利用を避け、安全の ため定期的に変更してください。

15. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。 この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

16. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。なお、預入提携先の預金機、支払提携先の支払機、振込提携先の振込機を使用した場合の預入提携先、支払提携先または振込提携先の責任についても同様とします。

17. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却 してください。なお、当組合普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された 場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用を おことわりすることがあります。この場合、当組合からの請求がありしだい直ちにカードを当 店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の呈示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第16条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合

18. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

19. (規定の適用)

- (1) この規定に定めのない事項については、当組合普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規 定および振込規定により取扱います。
- (2) 本規定の第10条、11条は、個人のキャッシュカードおよびWINKカードのみ適用するものです。

20. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

【重大な過失または過失となりうる場合】

(キャッシュカード・ローンカード共通)

この規定における「重大な過失または過失となりうる場合」の具体的な事例は、以下のとおりです。

1. 重大な過失となりうる場合(補てんの対象外となります)

重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、 その事例は、典型的には以下のとおり。

(1) 他人に暗証を知らせた場合

- (2) 暗証をカード上に書き記していた場合
- (3) 他人にカードを渡した場合
- (4) その他(1)から(3)の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
 - (注)上記(1)および(3)については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてカードを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)などに対して暗証を知らせた上でカードを渡した場合など、当組合がやむを得ない事情と認めた場合はこの限りではない。

2. 過失となりうる場合(補てんが減額されます)

過失となりうる場合の事例は、以下のとおり。

- (1) 次の①または②に該当する場合
 - ① 当組合から生年月日などの推測されやすい暗証から別の暗証に変更するよう個別的、具体的、 複数回にわたるお願いをしたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務 先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証にしていた場合であり、かつ、カードをそれらの 暗証を推測させる書類など(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携行・保管して いた場合
 - ② 暗証を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、カードとともに携行・保管していた場合
- (2) 次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって 被害が発生した場合
 - ① 暗証の管理
 - ア 当組合から生年月日などの推測されやすい暗証から別の暗証に変更するよう個別的、具体的、 複数回にわたるお願いをしたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤 務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証にしていた場合
 - イ 暗証をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話などの金融機関の取引以外で使用する暗証としても使用していた場合
 - ② カードの管理
 - ア カードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三 者に容易に奪われる状態においた場合
 - イ 酩ていなどにより通常の注意義務を果たせなくなるなどカードを容易に他人に奪われる状態 においた場合
- (3) その他(1)(2)と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以上